

該当サービス種別	短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院
項目	研修（実施回数等）
指摘内容	<p>研修について、運営基準に定められた回数の実施が確認できないケースがあった。また、基準に定められている新規採用者に対する研修の実施が確認できないケースがあった。</p>
改善内容	<p>研修については、運営基準等に規定されたとおりの内容、回数等の実施が必要です。また、実施したことの確認ができるよう、研修日時、実施時間、研修資料、受講報告書等の実施記録の保存が必要です。</p> <p>もれなく実施できるよう、年ごとに研修計画を作成し、それに沿って実施してください。</p> <p>なお、運営基準で実施が規定されている研修のうち、主なものの必要実施回数等は次のとおりです。</p> <p>○研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体的拘束等の適正化のための研修 ②業務継続計画に関する研修 ③感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 ④事故発生の防止のための従業者に対する研修 ⑤虐待の防止のための従業者に対する研修 <p>○回数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回以上実施　・新規採用時にも実施 <p>ただし、一部サービス種別については、次のとおり必要実施回数等が異なります。</p> <p>◇短期入所生活介護、短期入所療養介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②、③、⑤については、必要実施回数は、年1回以上。 ・④については、実施の定めなし。 ・②、③については、新規採用時の研修は、「実施が望ましい」とされている。 <p>◇特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④については、神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針により、研修を定期的に実施し、新規採用時の研修も実施することとしている。ただし、軽費老人ホーム、養護老人ホームは、定期的の回数について、それぞれの設置及び運営に関する基準において年2回以上と規定されている。

	<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none">・上では主な研修について記載しましたが、その他にも、サービス種別、運営形態、加算の算定状況により施設ごとに実施が必要な研修がありますので、それらについても適切に実施してください。・業務継続計画、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止については、訓練の実施も規定されています。・②のうち感染症に係る研修と③の研修は、一体的に実施しても差し支えありません。ただし、一体的に実施する場合は、両方の内容が含まれていることが明確にわかるようにしてください。
備考	